

河合町危険空家等除却費補助金の交付について

本町の空家等対策の一環として、危険空家等の除却を推進し、町民の安全・安心の確保を図るため、その除却費の一部に対し補助金を交付します。

対象者 ※全ての要件を満たすこと

(要綱第3条)

1. 危険空家等の所有者又は相続人又は後見人であって、危険空家等の存する土地の所有者の同意を得た者。
2. 同一世帯内で町税、介護保険料、下水道料金等を完納している者（後見人が申請する場合は除く）。
3. 河合町空家等対策の推進に関する条例（令和3年12月河合町条例第25号）第13条第3項の規定による命令を受けてない者。
4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者。
5. 補助対象事業について、この要綱による補助金及び国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていない者。

対象建築物 ※全ての要件を満たすこと

(要綱第2条（定義）)

1. 「危険空家等」：不良住宅（住宅地区改良法第2条第4項）であり、かつ空家等（特措法第2条第2項）であること。

(要綱第4条(補助対象建築物))

1. 一戸建て住宅、長屋又は共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)を含む。)で、人の居住の用に供する木造又は鉄骨造建築物であること。
2. 公共事業に伴う補償の対象となる建築物でないこと。
3. 所有権以外の権利が設定されていないこと。(当該権利者から除却工事について同意を得たものは除く。)
4. 個人が所有する建築物であること。

対象工事 ※全ての要件を満たすこと。

(要綱第5条)

1. 補助対象建築物を除却する工事であること。
2. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可を受けている者が施工する工事であること。
3. 補助金の交付決定を受けた日の属する年度の11月末日(令和8年11月30日(月))までに、第13条(実績報告)に規定する書類を提出できる工事であること。

補助金の額

(要綱第7条)

1. 補助対象経費の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とし、上限を500,000円とする。

不良住宅判定調査(事前調査) ★申請前に必ず事前調査が必要です。

(要綱第8条)

1. 補助金の交付を受けようとする者(申請者)は、町が実施する不良住宅判定調査(以下、「事前調査」という。)により、「不良住宅」である判定を受けなければならない。

○提出書類○

- ・河合町不良住宅判定調査申込書（様式第1号）
- ・空家等の位置図及び着工前現況写真
- ・補助対象工事を実施する土地に存する建物配置図
- ・河合町不良住宅判定調査に係る同意書（様式第2号）

事前調査申込受付

1. 令和8年5月11日（月）から受付を開始します。（9時から17時まで（土日祝除く））
2. 申込方法は、役場住宅課窓口へご来庁頂き提出頂きます。（郵送等は不可）
3. 受付は先着順とします。
4. 申込様式の配布は、住宅課窓口及び町ホームページからダウンロードできます。

事前調査内容及び調査後の流れ

1. お申込み後（約3週間程度）に敷地外から調査をさせていただきます。（お立ち会い不要）
2. 再調査が必要な場合は、お立ち会いのもと敷地内の調査をさせていただきます。
3. 調査完了後（約3週間程度）に判定結果を通知致します。
4. 「不良住宅」と判定できた場合、交付申請へお進みいただけます。

交付申請時の提出書類

（要綱第9条）

1. 交付申請書（様式第5号）
2. 工事見積書の写し（補助対象工事とそれ以外の工事を明確に分離したもの）
3. 土地及び建物の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税納税通知書の写し又は固定資産課税台帳、その他の所有者、相続人、管理者等を確認できる書類）
4. 相続人が申請する場合は、相続関係を証明する書類
5. 所有者又は相続人が複数の場合は、共有者及び相続人全員の同意書（様式第6号）

6. 補助対象建築物と土地の所有者が異なる場合は、補助対象建築物が存する土地の所有者の同意書（様式第6号）
7. 河合町不良住宅判定書の写し
8. 建設業の許可証の写し
9. その他町長が必要と認める書類

完了時の提出書類（実績報告）

（要綱第13条）

1. 実績報告書（様式第12号）
2. 工事請負契約書の写し
3. 領収書の写し
4. 着工前及び完了後の写真
5. その他町長が必要と認める書類

本紙の説明時にお渡しする書類

- 本紙
- 不良住宅判定調査申込書（様式第1号）
- 不良住宅判定調査に係る同意書（様式第2号）